

地域密着型通所介護

(1) 業務内容

地域密着型通所介護とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(法第8条第17項)

(2) 地域密着型通所介護の指定

ア 地域密着型通所介護

	<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤であり専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。ただし次の場合は、管理上支障がない範囲で兼務が可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事する場合 ・同一敷地内とは、道路を挟んで隣接するなど、管理者の業務上支障がない範囲とする。 ・勤務時間が極めて限られている場合を除いて、訪問系サービス事業所のサービス提供従業者等との兼務はできない。 ・管理上支障がない場合は、同一事業所内の他の共同生活住居の管理者を兼務することができる。
<p>人員基準</p>	<p>介護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型通所介護単位ごとに配置すること。 ・介護職員と生活相談員を合わせて1人以上は常勤であること。 ・当該指定地域密着型通所介護（以下、「サービス」とする。）を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を、サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数^{※1}。 <p>計算式</p> <p>利用者数が15人以下の場合 単位ごとに確保すべき勤務延時間数^{※2} ≥ 平均提供時間数^{※3}</p> <p>利用者数が16人以上の場合 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 $\geq \{ (\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1 \} \times \text{平均提供時間数}$</p> <p>※1 サービス提供時間においては、職員を常時1人以上配置すること ※2 介護職員の合計勤務時間数 ※3 各利用者に当該指定地域密着型通所介護を提供している総時間数を利用者の数で割った時間</p> <p>地域密着型通所介護と同一の事業所で一体的に運営している介護予防事業や総合事業が人員基準を満たしていれば、地域密着型通所介護事業所も同様に基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

人員基準	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに専らサービスの提供に当たる看護職員を1以上確保すること。 ・看護師又は准看護師であること。 <p>※ 提供時間を通して配置する必要はないが、当該看護師は提供時間を通して指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ること。</p> <p>※ 定員が10人以下の場合、介護職員が配置基準を満たしていれば看護職員置かないことができる。</p>				
	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間における生活相談員の勤務時間合計数をサービス提供時間で除して得た数で1以上確保されるために必要と認められる数。 ・<u>介護職員と生活相談員を合わせて1人以上は常勤</u>であること。 ・資格要件は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -社会福祉士 -精神保健福祉士 -社会福祉主事任用資格 <p>上記資格以外でも、下記のように同等以上の能力を有すると認められる場合は生活相談員として配置できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -介護福祉士 -介護支援専門員 -社会福祉施設等で2年以上従事していた者 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>計算式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">提供日ごとに確保すべき勤務延時間数\geqサービス提供時間数</td> </tr> </table>	計算式	提供日ごと に確保すべき勤務延時間数 \geq サービス提供時間数		
	計算式					
提供日ごと に確保すべき勤務延時間数 \geq サービス提供時間数						
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上配置すること。 ・常勤非常勤、専従兼務の制約はない。 ・資格要件は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -理学療法士 -看護職員 -作業療法士 -柔道整復師 -言語聴覚士 -あん摩マッサージ指圧師 					
設備基準	定員	・同時にサービス提供可能な利用者数が18人以下（19人以上は通常規模）				
	① 食堂 ② 機能訓練室 ③ 静養室 ④ 相談室 ⑤ 事務室 ⑥ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑦ 指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑦を設けること。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">食堂 機能訓練室</td> <td>合計した面積が3m²に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 支障がない場合には同一の場合とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>遮蔽物の設置等により相談内容が漏洩しないよう配慮されていること。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものであること。（利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。） ・当該指定地域密着型通所介護以外で設備を利用する場合、取手市に届け出ること。 ・消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。 （防火安全対策について、取手市消防本部と事前に協議すること。） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。</td> </tr> </table>	食堂 機能訓練室	合計した面積が3m ² に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 支障がない場合には同一の場合とすることができる。	相談室	遮蔽物の設置等により相談内容が漏洩しないよう配慮されていること。
食堂 機能訓練室	合計した面積が3m ² に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 支障がない場合には同一の場合とすることができる。					
相談室	遮蔽物の設置等により相談内容が漏洩しないよう配慮されていること。					
・たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。						